

令和5年2月

事業者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

標準契約書（工事請負）の改正及び本組合契約の取扱いについて

工事請負契約における手続の適正性を確保するため、令和5年4月1日付けで次のとおり標準契約書を改正します。また、改正前の標準契約書によって締結した契約の取扱いについても併せて周知いたしますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 改正内容

別紙 「新旧対照表」 のとおり

2 本組合契約の取扱いについて

(1) 既に改正前の契約書で締結している契約

- ・本改正に伴う契約変更等の手続きは不要とします。

(2) 令和5年4月1日以降に発注する契約

- ・令和5年4月1日以降に発注する契約については、改正後の契約書を使用することとします。

3 担当

大阪広域環境施設組合総務部経理課（契約担当）

電話 06-6630-3334

別紙

工事請負契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>頭書</p> <p>[表 別紙 2-2 挿入]</p> <p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第 8 条の 3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者 (<u>建設業法第 2 条第 3 項</u>に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。) を下請負人としてはならない。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(一般的損害)</p> <p>第 28 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物、<u>工事材料</u>、支給材料又は貸与品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害 (次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。) については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害 (第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。) のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設</p>	<p>頭書</p> <p>[表 別紙 2-1 挿入]</p> <p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第 8 条の 3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者 (<u>建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 2 条第 3 項</u>に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。) を下請負人としてはならない。</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>(一般的損害)</p> <p>第 28 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物、<u>検査済工事材料</u>、支給材料又は貸与品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害 (次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。) については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害 (第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。) のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設</p>

計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。) 発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの (以下この条において「不可抗力」という。) により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具 (以下この条において「工事目的物等」という。) に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

[2～3 略]

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用負担の請求があつたときは、当該損害の額 (工事目的物等であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条の第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。) 及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額 (以下この条において「損害合計額」という。) のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

[5 略]

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損

計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。) で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの (以下この条において「不可抗力」という。) により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの検査済工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

[2～3 同左]

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用負担の請求があつたときは、当該損害の額 (工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの検査済工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条の第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。) 及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額 (第6項において「損害合計額」という。) のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

[5 同左]

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損

害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託した後、公共工事の前払金に関する規則（平成27年規則第75号）及び公共工事の前払金取扱要項に基づき、前払金の支払いを発注者に請求することができる。

(部分払)

第39条 [略]

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

[3～7 略]

8 第1項及び前項の規定により部分払の対象となった出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工

害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託した後、公共工事の前払金に関する規則（平成27年規則第75号）及び公共工事の前払金取扱要項に基づき、前払金の支払いを発注者に請求することができる。

(部分払)

第39条 [同左]

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は検査済工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。

[3～7 同左]

8 第1項及び前項の規定により部分払の対象となった出来形部分及び検査済工事材料の所有権は、部分払金の支払いにより、受

<p>場製品<small>の</small>所有権は、部分払金の支払いにより、受注者から発注者に移転するものとする。ただし、第32条に規定する工事目的物の引渡し<small>が完了するまでの保管は受注者の責任とし、引渡し完了前に生じた損害については、第28条の規定を準用する。</small></p>	<p>注者から発注者に移転するものとする。ただし、第32条に規定する工事目的物の引渡し<small>が完了するまでの保管は受注者の責任とし、引渡し完了前に生じた損害については、第28条の規定を準用する。</small></p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の [ ] の記載は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和5年4月1日から実施する。ただし、令和5年3月31日以前に発注した契約については、なお従前の例による。</p>	

[表 別紙2-1 挿入]

契約番号 大広環 第 号											
工 事 名 称											
請 負 代 金 額			十億			百万			千		円
うち取引にかか る消費税及び 地方消費税の額											
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで										
工 事 場 所											
保 証 事 項	<input type="radio"/> 契約保証金 円 <input type="radio"/> 有価証券等 <input type="radio"/> 金融機関の保証 <input type="radio"/> 保証事業会社の保証 <input type="radio"/> 公共工事履行保証証券 <input type="radio"/> 履行保証保険 <input type="radio"/> 免除										
前 払 金	<input type="radio"/> 約款第35条適用工事 <input type="radio"/> 約款第35条適用外工事										
解体工事に要する費用等	<input type="radio"/> 建設リサイクル法適用工事 <input type="radio"/> 建設リサイクル法適用外工事										
	<u>この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。</u>										
	対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。										
そ の 他											

[表 別紙2-2 挿入]

契約番号 大広環 第 号											
工 事 名 称											
請 負 代 金 額			十億			百万			千		円
うち取引にかか る消費税及び 地方消費税の額											
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで										
工 事 場 所											
保 証 事 項	<input type="radio"/> 契約保証金 円 <input type="radio"/> 有価証券等 <input type="radio"/> 金融機関の保証 <input type="radio"/> 保証事業会社の保証 <input type="radio"/> 公共工事履行保証証券 <input type="radio"/> 履行保証保険 <input type="radio"/> 免除										
前 払 金	<input type="radio"/> 約款第35条適用工事 <input type="radio"/> 約款第35条適用外工事										
解体工事に要する費用等	<u>この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。</u>										
	<input type="radio"/> 建設リサイクル法適用工事 <input type="radio"/> 建設リサイクル法適用外工事										
	対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。										
そ の 他											